

広報

やまえ

新年明けまして
おめでとうございます



保育園児「もちつき」の様子

- P 2～6 新春対談
- P 7 むらびとインタビュー
- P 8～11 村内トピックス
- P12～15 介護保険制度シリーズ
老人医療だより
保育所入所のご案内
- P16～19 お知らせ
むらの動き



DECEMBER・JANUARY

2005
2006
12.1月号

NO. 195



新春対談出席者（写真左から）

- 日熊 正守／山江村商工会長
西 茂／山江村森林組合長
内山 慶治／山江村村長
前村 源次／山江村議会議長
豊永 紀子／山江村婦人会長
尾方 義和／山江村青年団長



新春対談

これからの山江村 大いに語る

(進行・広報担当)

——あけましておめでとう
ございます。皆様におかれ
ましては輝かしい新春をお
迎えのこととお喜び申し上
げます。

さて、昨年も台風の襲来
による農作物の被害、三位
一体の改革による行財政改
革など、地方行政運営にと
っては、さらに厳しい局面
を迎えた一年でした。
新しい年を迎え、より住

民主主体となる自治運営が必
要不可欠になるうかと考え
ておりますが、本日は関係
団体代表者の方々にご参集
いただきました。昨年の事
業経過、来年の抱負、山江
村の向かうべき方向性な
ど、これからの山江村につ
いて大いに語っていただき
たいと存じます。

(進行) ——まず、各団体の
事業経過についてお聞かせ

ください。

内山村長 明けましておめ
でとうございます。今年も
どうぞよろしくお願い申し
上げます。

さて、私は村民の4つの俵
せづくりという政策の柱を
掲げております。

まず、1つ目の「村民所得
を上げる」という政策でご
ざいますが、後ほど今年の
事業の取組み姿勢のここ
ろで申し上げたいと思ひ
ます。

次に2つ目の「福祉に力
を入れる」でございますが、
近年の改革により医療費や
介護保険、それに年金など
負担が大きくなり、給付が

少なくなるという状況に陥
っております。また、社会
補償費が膨らんできている
なか、いかに村民の健康づ
くりを推進していくかが大
きな課題となっております。
そこで、保健衛生課を中心

としたピンピンサロン、わ
くわく貯筋教室さらには独
居老人のお宅を定期的を訪
問するなど、それぞれの方
に応じたケアを行うことに
より、予防医療、予防介護
に努めているところでござ
います。



山江村長 内山慶治氏

そして、3つ目の

「もっと住みよい村
づくり」ですが、昨
年万江地区農業集落
排水事業が完成した
ことにより、村内す
べての農業集落排水
事業が完了しまし
た。又、地域と一体
となった防災・防犯
には種々の対策を講
じながら住民の方の



山江村議会議長 前村源次氏

大事な生命・財産を守り安心して暮らせる村づくりを
実施しており、今後も更に
強力に進めていきます。

最後に4つ目の「みんな輝く」人づくり」でござ
います。役場としては、
職員の高質の向上を図るた
め、市町村アカデミーへ職
員を派遣し、今年も派遣し
ます。また、ツーリズム関
係でございますが、村内の
4名の方々が人生奨学金制
度を利用して、英国の方へ研
修に行かれました。非常に
中身の濃い報告書を提出し

ていただき、村内の地域振興
のため有意義な研修になった
のではないかと思います。

前村議会議長 明けまして
おめでとうございます。皆様
方には輝かしい新春をお迎え
の事とお慶び申し上げます。
議会は地域住民の意向を
反映して、住民の代弁者と
なるというのが役割です。
そのため、定例議会4回、
臨時議会5回、全員協議会
5回行い、村執行部が提案し
た議案を審議し議決するの
が仕事です。

また、総務常任委
員会、建設常任委員
会、経済常任委員
会という3つの常任委
員会があります。中
でも災害関係に対し
建設常任委員会と経
済常任委員会は、昨
年7・8月の集中豪
雨、9月に上陸した
台風14号により多大
な被害を受けた農作
物、それに道路橋梁

等を村執行部と一緒に現地
調査を行い、それぞれ対策
を講じてきたところであり
ます。

それから研修関係でござ
いますが、町村議会の県の
研修会が熊本市の市民会館
でありました。この講演会
は三宅先生を講師に政局に
関する講演でしたが、こう
いう時局の講演会は非常に
重要ではないかと考えてお
ります。

西森林組合長 森林組合の
事業推進につきましては平
素より格別のご理解あるご
高配を賜り厚く御礼を申し
上げます。
平成18年の新しい年を迎
えたわけですが、組合の事
業年度は平成18年5月が決
算ですので上半期が過ぎ、
下半期に取り掛かっている
ところでございます。
昨今の木材産業を取り巻
く環境は、長引く木材価格
の下落により、林家の施業
意欲が減退し、間伐等の手



山江村婦人会長 豊永紀子氏

婦人会は女性の教養
の向上、明るく豊か
な地域作りを目指
し、青少年の健全育
成、環境問題、少子
高齢化問題など地域
に根ざした活動を行
っているボランティア
ア団体です。また、
赤十字奉仕団員でも
ございますので災害
時の炊き出し等のボ
ランティア活動もい
たします。

入れが行われず放置林が増
加しており、森林の多面的
な機能の低下を心配してい
るところです。また、森林
作業従事者の高齢化、さら
には鹿の食害による森林の
荒廃が今後の課題となつて
います。
このような厳しい情勢の
中、山江村内の山林競売物
件約53町を組合所有林に
し、伐採跡地の植栽及び未
整備林を整備しました。

豊永婦人会長 いつも大変
お世話になっております。
日熊商工会長 あけまして
おめでとうございます。



山江村青年団長 尾方 義和氏

商工会は村内の商工業振興発展のため様々な支援事業を展開しているところですが、昨年の取組みとしましては、経営・情報化・金融・労務等の講習会、また「辛抱治郎氏」を講師に講演会を実施しているところとあります。

また各会員の方々への金融相談、幹旋事業等も行っていきます。これからの様々な支援事業を推進していきたいと思っておりますのでご理解とご協力をよろしくお願ひします。

尾方青年団長 日ごろより、皆様におかれましては青年団活動に対するご理解とご協力をいただきまして感謝しております。私たちが青年団は、体育祭や文化祭、駅伝大会など球磨郡青年団協議会の行事はもとより、つつじ祭りや、産業祭へのバザーや万江川源流水リレー、それに地域の清掃活動など地域への貢献事業も行っております。しかし、若者が都会へ流出していくせいか、団員の数も年々減少しており、団員確保の問題が頭を悩ませております。

(進行)——それでは、今年の事業の取組み姿勢、また抱負などをお願ひします。内山村長 三位一体の改革がまだまだ続いていること、19年度からは再び交付税の削減により非常に厳しい状況になると考えられます。そのような状況の中、村民皆さんへの住民サービスの満足度を落とさないということが重要であると同時に、村民所得の向上に力を入れていかなければならぬと考えております。

山江村では大変おいしい米が取れます。その米をブランド化して外に出していかなければならないと思います。現在竿掛けした山江の米のみを「ほたる米」として商品化しておりますが昨年は4.5tを販売、今年は11t販売したいと思っておりますが、将来的には100t位の量を扱うようになればと考えています。そういう特産品化につきましては、現在商工会の方で一生懸命取り組んでもらっています焼酎伝助でございますが、さらに販売促進を図ることで、販売する商店の収益の増加、さらには原料の米の消費の拡大につ



山江村森林組合長 西 茂氏

ながればと思います。また、特産品として作りましたカライモ焼酎「王道楽土」の売れ行きも非常に好調でして、原料のカライモ「黄金せんがん」も昨年は1ha作っておりますが、あつという間に売れ残ったということで、今年には4ha作っております。今後とも作付面積を増やしていきたい、消費の拡大につながればと考えております。さらに、山江村の特産品である栗につきましては、2年来の台風の来襲により

多大な被害を受けたところであり、このことから防風林対策も含め支援策を講じていかなければと考えております。そして林業でございますが、こちらは農業より事態が深刻でして、外国産材が82%を占めており、国産材の価格が低迷しています。この問題の支援については、単都市町村レベルでは手の届かない状況にありますので、国土保全、地球温暖化対策の観点から国または県の方へ抜本的な改革をお願いしたいと考えております。

西森林組合長 森林組合では、森林管理情報システムGISを導入し、村内一円の森林の一括管理の実施、また放置林の整備、未整備森林の間伐を推進していくと考えています。組合員も事業推進のため、一生懸

命頑張っているところまで
ございますので、よろしくお
願いたします。

豊永婦人会長 少子高齢化
に伴い、子供を地域全体で
見守り、青少年健全育成を
図るために学校行事に積極
的に参加するよう心がけた
と思います。

また、住民の方々への要
望でございますが、多くの
方々に婦人会へ加入をいた
だき、ボランティア活動が
できればと思っております
で、よろしく願います。

日熊商工会長 商工会で
は、現在『山江「みせ」ナ
ビ』暮らしの便利帳』と
いう山江村の企業紹介カラ
ー冊子を作成し来年2月
頃、各家庭に配布予定です。
内容としましては、村内各
企業・商店の事業内容を掲
載し、商品サービス券も付
けていきますので、村民の皆
さんに是非ご利用していただ
きたいと思えます。



山江村商工会長 日熊正守氏

(進行) — それでは、最後
に山江村が今後進むべき方
向について、皆さんのお考
えをお聞かせください。

西森林組合長 山江村が今
後進むべき方向についてと
いうことで、山江村民が今
一番心配しているのは、合
併の問題だと思えます。自
立していく道を進んでいく
のか、合併する方向に進ん
でいくのか、その方向性を
村民に示していかなければ
ならないと思えます。

前村議会議長 合併
の問題は議会としま
しても、すでに特別
委員会を設置してお
り、今後勉強会を開
催していく予定です
。合併は国・県が
強制するものではな
く、自己決定・自己
責任において行うも
のと考えます。しか
しながら、山江村の
ような小規模な町村

においては自主財源の確
保、地方分権法の観点から
も、将来的には住民と十分
協議しながら、合併も視野
に入れていかなければなら
ないと感じています。

内山村長 この問題は財政
的な問題が大きいと思いま
す。以前の交付税12%削減
されたときも、当初予算が
組めない町村が2つ3つで
きたということ、19年
度からはそういう市町村が
益々増えてくると思われま
す。果たして国はそうい

事態を見過ごすことができ
るのかと思っているところ
です。

19年度から第二次改革が
始まるわけですが、地方財
政計画が立てば合併しない
ほうがよいと考えていま
す。というのも、役場がな
くなる訳ですから村民の方
への住民サービスの低下
や、人が流れていき過疎化
が益々進んでいくと考えら
れるからです。

西森林組合長 三位
一体の改革で税源を
移譲した場合、足ら
ない分は交付金で賄
えるのでしょうか。

内山村長 18年度ま
では交付金が確保さ
れるということ、す
が、それから先は14
から15%カットにな
りそうです。しかし
この交付金カットの
問題は、もう少し地
方と財務省、総務省

の間で議論が交わされてい
くと思えます。

いずれにしても、合併新
法が21年に切れるというこ
ともあり、再度選択を迫ら
れるということになると思
われます。

(進行) — 大変ありがとうございました
ございました。本年もどう
ぞ良い年でありますように
祈念いたしまして、対談を
終了とさせていただきます。



対談での一コマ

第9区長

本田正次さん

このコーナーは、山江村でいろんな事に頑張っている「人」を紹介していくものです。今月は、第9区長 本田正次さんにインタビューしました。

元気で明るく暮らせるような地域にしたい



(聞き手) まず、9区の紹介をお願いします。

本田 9区は、別府地区と蓑原地区で構成されており、世帯数は103戸でなりたっています。

人吉市と、相良村に隣接しており、山江村の東の玄関口となっております。

また、東西に大きい道路も通っておりますし、車の通行量も多いところでございます。そのため、山江村に2基しかない信号機もこの9区に設置されているところでございます。それと、30年近く9区のシ



山江焼却場の煙突

ンボルとして、山江焼却場の煙突がありました。数年後には解体されるという話も聞いており、少し寂しい気もしています。

(聞き手) それでは、9区の自慢をお願いします。

本田 まずは、私たちは「よがわ」と呼んでいるのですが、

別府地区にきれいな水源地があります。



信号機

また最近山江願掛け巡りでお参りいただいてあります「別府祇園堂」や「別府観音堂」など、古くからの伝統的な文化財もあります。

そして、「よがわ」清掃、公民館清掃、さらに道路沿いの草払いなど、色々な事業を行っておりますけれども、地区の皆様の多大なるご協力をいただいております。そういう地区の皆さんの積極的な協力と結束力が自慢ではなからうかと思えます。

そしてまた、地区の若い人を中心に開催していただいておりますが、9区夏祭りがございますが、地区の方々より大好評をいただいております。そういった若い人の勢いも自慢ではなからうかと思えます。(聞き手) 区長さんの抱負をお願いします。

PROFILE

本田 正次 (ほんだ まさじ)

山田別府地区住人 第9区長

趣味：登山、寒蘭



本田 歴代の区長さんが築いてこられた実績をもとに、小さいお子さんからお年寄りまで、元気で明るく暮らせるような地域になればと思っております。そのためにも、一生懸命頑張らせていただきたいと思っております。

(聞き手) 区長さんが今一番頑張られていることは何ですか？

本田 健康作りと、牛を飼っておりますので立派な牛を育てることが楽しみです。



水源地「よがわ」

山江中学校校舎棟竣工 辻が丘に白くそそり立つ

平成15年度に基本計画・実施設計に着手し、平成16年度及び平成17年度の国債事業で施工しました山江中学校の新校舎が平成17年11月30日に竣工しました。

そして、12月16日に清祓式を歴史をイメージさせる造りの正面玄関前で行いました。それぞれの挨拶では、「貴重な財源を投資し、建設された校舎です。この山江村から優秀な人材が育成されることを望みます。」とあ



校舎棟玄関（南東側から）

りました。

新校舎は鉄筋コンクリート造り2階建てで、延床面積3457㎡、建築面積2030㎡となっています。

辻が丘に新しく生まれ変わった校舎は従前の四角い校舎を脱却、ホテルをイメージし、石を基調とした玄関ホールと松のフローリング・中学校の杉を使用した腰壁と天井からなる廊下、校長室、事務室、保健室、理科室、技術室、調理室、家庭科室、

豊の部屋である作法室、図書室、コンピュータ室と新たに外国語室からなる1階フロアと間接的な採光を考慮した全室南向きの普通教室が6室と3室のワークスペース、音楽室、美術室そして、運動場や体育館が見える職員室からなる2階フロアが配置してあります。普通教室や特別教室には空調機を設置し、暑い夏や寒い冬でも快適な環境の中で授業が受けられるよう設備が施してあります。特に3年生は高校受験のため、夏期休業中、冬期休業中や入試前の土日にも学校で補習があり、今後は、快適な環境の中で入試に取り組めることでしょう。

生徒達は第3学期から新校舎で学びます。中学校生活で学んだことは大人への第一歩となるはずです。生徒達がこのステップを確かなものにするためには、先生

方や保護者、そして、地域の住民の方々の協力が必要です。村民皆様のさらなるご指導、ご支援をお願い致します。また、建設にあたり数多くの皆様のご協力ご支援をいただきました。施工においても多くの山江中学校卒業生の方々が一所懸命、それぞれの仕事をさ

れていました。ありがとうございました。なお、屋内運動場（体育館）も現在施工中です。その屋内運動場の屋根には、建材一体型の太陽光発電

備（10kw）も設置します。今年2月下旬には竣工の予定です。そして、最終工事の外構工事が3月中旬に竣工したらすばらしい山江中学校が人吉盆地を望むこととなります。地域に密着した学校を目指しています。この春、ついでがあればご来校いただきますよう最後にお願ひ致します。



竣工した校舎と建設中の体育館

第2回石倉

X'mas

「ヘルスサポーター21」事業が

行われました

去る17日(土)午後6時からイルミネーションが灯る中、山江石倉(山田甲字味園)で来賓 内山慶治村長を迎えて「第2回石倉クリスマスコンサートinやまえ」が実行委員会形式(代表 横山浩之)にて開催されました。



石倉のきれいなイルミネーション

外は寒く雪が散らつく中でしたが、石倉のステージでは流行のダンス、プロジェクトを使った読み聞かせ、手作りの大型の紙芝居、楽器の演奏等があり、子供から大人まで総勢約100名以上の方々が出演され熱気あふれるコンサートとなりました。



消防団ラッパ隊の演奏



ゴリエキッズによるダンス

また、会場は200名を超える来場者となり、温かいココア、コーヒー、ぜんざい、焼酎等が販売され、出演者や来場者の歓談の場となり大いに賑わいました。

出演団体名

万江小学校児童、山田小もみじクラブ、おはなしグループ「おひさま」、ゴリエキッズ、アップルリンゴズ、山江中PTA母親部、ノットイェットウーマン、千変夜花、女子十人学童、Fire Fighting Band (山江村消防ラッパ隊)

去る12月4日、山江村食生活改善推進協議会主催の「ヘルスサポーター21」事業が行われました。これは、食生活改善推進員一人一人が講師になって健康についての講義と調理実習を行い、健康づくりを実践する人(ヘルスサポーター)を育てる事業です。



この日は村内の20人の方が受講され、食生活推進員の方々のわかりやすい講義を聞いた後楽しく調理実習をし、会食しました。

講習を修了すると日本食生活協会にヘルスサポーターとして登録されますが、最後にその登録証が手渡されました。皆さん、自分なりの健康への決意をされていました。

第17回 球磨人吉ラッパ吹奏 競技大会開催

— 山江村消防団から9名の参加 —

12月11日(日)須恵文化ホールにて、球磨人吉ラッパ吹奏競技大会が開催され、山江村消防団から9名のラッパ手に参加し、日頃の練習の成果を競いました。

競技は、一部(課題曲) 団体・個人。二部(自由曲) 団体・個人の構成で競われました。山江村のラッパ手は、2ヶ月間にわたり練習を重ねて本番へ望みました。

今回は一部の団体と個人、二部の団体へと演奏を披露しました。

参加は次のとおり

- 中竹隆博ラッパ長 (二分団)
- 犬童雄二 (三分団)
- 蓑毛和幸 (六分団)
- 山口明 (一分団)
- 谷口京広 (四分団)
- 清永弘文 (五分団)
- 白川満 (一分団)
- 宮原晃 (二分団)
- 久保田幸介 (元五分団)



万江地区クリーンセンター

公共下水道へ積極的に加入して 快適な生活空間づくり

下水道の水洗化率が高くなっていくことは、快適な生活環境が実現すると共に、農業用水や河川水の水質改善に大きく寄与しています。

一方、未加入の家庭では、し尿以外の生活雑排水が排水路などに滞留してドブになり、悪臭、蚊やハエの発生源になったり、汚水が河川等に流入して河川水質を悪化させる一因となっております。

本村では、現在、5箇所のクリーンセンターで排水処理を行っていますが折角の近代的な施設も接続する世帯が少なければ地域財産としての価値が半減し、いつまでもたっても地域の生活環境は改善されず、これらの施設を維持管理していくこ

とが困難になってきます。未加入の皆様には、一日も早い接続にご協力をいただき、本来の事業目的が十分達成できますよう切望して止みません。

山江村農業集落排水事業では、下記のとおり宅内排水工事に係る融資制度や不在者に対する減免措置など皆様に有利な制度がありますのでご利用ください。

1. 宅内排水工事に係る融資制度では、申請により宅内工事費を球磨地域農業協同組合から融資してもらい、70万円を限度額とし、その利子分を山江村が負担することが出来ます。(融資を受ける人が70歳未満でJAの正会員・準会員であること)
2. 不在者に対する減免措置は、申請により本村に住民登録している世帯員で村外に居住する学生、長期の入院者や施設入所者、長期の出張者などに対して使用料を減免したり納付を猶予することが出来る制度です。

第53回球磨一周市町村対抗 熊日駅伝大会開催される

第53回球磨一周市町村対抗熊日駅伝大会が、球磨人吉一円で、あさぎり町須恵小学校前をスタート、ゴールとする全長52.94メートルのコースで開催されました。

全体で20チームが参加、本村からは1チームが参加しました。今回出場されました選手をご紹介します。

- 第1区 森田 好起さん
- 第2区 谷川 正晃さん
- 第3区 福山 照彦さん
- 第4区 中村 瑞樹さん
- 第5区 岩本 正弘さん
- 第6区 片岡 良一さん
- 第7区 森田 安晃さん
- 第8区 松本美智子さんの8名です。

10回連続出場ということで谷川正晃さんが表彰されました。非常に寒い中行われましたが、選手の「熱い」走りに観客から大きな声援がかけられました。惜しくも、8位という結果になりましたが、見ているものに感動を与えてくれました。

結果は次のとおりです。

- 第1位 あさぎり町A
- 第2位 人吉市
- 第3位 錦町A
- (山江村は第8位、タイムは3時間6分25秒でした。)



第2走者 谷川選手

12月23日付で前田健一 教育長が退任されました



前田 健一 前教育長

このたび、2期8年間、山江村教育長として、学校教育や社会教育等生涯教育に携わらせて頂きました。

学校教育では、校長先生を初めとする諸先生方、併せて保護者の方々のご指導協力の下、児童生徒の外部評価も良く誇りとしています。

又、中学校校舎が改築され、立派な環境での心機一転、学力や体力の向上等立派な人材育成が図られることを期待しています。

一方、社会教育においては、スポーツ、芸術、歴史など様々な分野で自主的な取り組みが芽生えています。



今後とも、活発な生涯学習の進展を期待しています。

最後に、今後の山江村の発展と、村民各位のご多幸を祈念申し上げ退任のご挨拶いたします。



平常時における政治家等の寄附やあいさつは禁止されています。詳しくは下記のとおりです。

項目	ポイント	内容	根拠
政治家の寄附の禁止	政治家（候補者、候補者となろうとする者及び現に公職にある者）は、寄附をすると処罰される。	政治家や選挙区内にある者に対して寄附をすること（政党やその他の政治団体や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償（※）は除かれる。）は、その時期や名義のいかんを問わず禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となる。 ①政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀 ②政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典 （①や②であっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度を越えている場合は処罰される。） なお、政治家以外の者が、政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止される。 ※政治教育集会に関する実費の補償のうち、食事や食料の提供は禁止され、罰則の対象となる。	第199条の2 ①②（罰則は第249条の2①～④）
政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止	有権者が、威迫してあるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めると処罰される。	政治家に対し、寄附をするように勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威迫してあるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求を求めると処罰される。政治家名義の寄附を求めるとも禁止され、威迫して求めると処罰される。	第199条の2 ③④（罰則は第249条の2⑤～⑦）
政治家の関係団体の寄附の禁止	政治家が役職員、構成員である団体が、政治家の氏名を表示して選挙に関し寄附を求めると処罰される。	政治家が役職員、構成員である団体、会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附を求めると処罰される。（政党に対するものは除かれる。）	第199条の3 （罰則は第249条の3）
後援団体の寄附の禁止	後援団体が、花輪、香典、祝儀などを出すと処罰される。	後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附を求めると、その時期や名義のいかんを問わず、処罰される。	第199条の5 ①（罰則は第249条の5①）
年賀状等のあいさつ状の禁止	政治家は、年賀状等のあいさつ状を出すことが禁じられる。	政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状（電報なども含まれる。）を出すことは禁止される。	第147条の2
あいさつを目的とする有料広告の禁止	政治家や後援団体が、有料のあいさつ状広告を出すと処罰される。	政治家や後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対し、主としてあいさつを目的とする有料の広告（いわゆる名刺広告など）を新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどに出すと処罰される。 なお、政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料の広告を求めるとも禁止されており、威迫して求めると処罰される。	第152条（罰則は第235条の6）

～サービスQ & A・介護保険制度改正編～

介護保険制度シリーズ(42)

質問：介護保険制度がかわるってほんと？

回答：前は平成17年10月改正のことについて書きましたが、今回は平成18年4月の改正についてです。（3回シリーズ）

◎要介護状態区分が変わります。

これまで要介護1と認定された人、または新たに要介護認定で要介護1相当の人を、日常の活動量や生活が不活発な原因となる状況から、状態の維持、改善の可能性を審査し、「要介護1」と「要介護2」に分けます。

これまでの要介護状態の区分

- 要介護5
- 要介護4
- 要介護3
- 要介護2
- 要介護1
- 要支援
- 非該当

平成18年4月から

- 要介護5
- 要介護4
- 要介護3
- 要介護2
- 要介護1 要支援2
- 要支援1
- 非該当

要介護1～5と認定された人は

自立した生活を支援するために、介護保険の介護サービスが利用できます。

要支援1、2と認定された人は

心身の機能の維持・改善のために、介護保険の介護予防サービスが利用できます。

非該当となった人は

介護や支援が必要となるおそれのある人に、地域包括支援センターが中心となって行う介護予防サービス（地域支援事業）が利用できます。

※現在山江村では新しい介護保険事業計画を作っています。第3回のテーマは「新しい介護サービスについて」です。

質問お待ちしております！ 住民福祉課 23-3978まで

◆ 心がけよう!! インフルエンザや風邪に負けない生活術 ◆

インフルエンザや風邪にかかったとしても軽くすませるためにできることは、予防接種だけではありません。ウイルスに負けないだけの抵抗力（体力）をつけておくだけでも、かかったときの症状はずいぶん異なります。大人はもちろん赤ちゃんやこどもの抵抗力をつけるため、家庭で配慮できることを紹介します。

(1) こどもは動きやすい服装でよく遊ぶ

こどもに風邪をひかせるのが怖いからと厚着させるのは逆効果です。着膨れして動きにくく、運動不足になることもあります。大体の目安は生後1ヵ月以内で、大人の着ている枚数より1枚多いくらい、それ以後は大人と同じ枚数、幼児は1枚少ない程度で大丈夫です。枚数よりも、身体が動かしやすい服装を心がけましょう。

高齢者は、着膨れしても、温かくしておくことが重要です。

(2) 栄養バランスと十分な休養

大人は、仕事等で疲労しているとき風邪をひいてしまうところじれやすいものです。赤ちゃんや幼児も、なるべく起床、就寝と三食の時間を定期的にしましょう。大人もこどもも栄養バランスのととのった食事がとれるように心がけましょう。

(3) 手洗い・うがいの習慣をつける

インフルエンザ予防の基本です。

外出から帰った後、食事の前には必ず手洗いとうがいの習慣をつけましょう。

赤ちゃんは8ヵ月～1歳くらいになって、おとなの真似をするようになったら、水を口に含んでペッと吐き出す様子を親が見せてあげましょう。また、家族やお客さんも、赤ちゃんに触る前には手洗い、うがいの習慣をつけましょう！

(4) 室内が乾燥しないように注意

乾燥した空気は、のどに負担をかけます。暖房をつけるならまめに換気したり、加湿器を使ったりして、適度な湿度を心がけましょう。

(5) 冬場の外出は人ごみを避けて

風邪やインフルエンザは、咳やくしゃみによって感染します。冬場は、人ごみの多い場所へ外出するのは極力避けるようにしましょう。特にこどもを連れての外出は注意しましょう。

休肝日の影響は？

山江村では平成16年5月から 月曜日と火曜日を休肝日にする運動を推進しています。

そこで、その影響についてアンケートをとり234人の協力を得ました。

その結果、休肝日を知っている人は234人中217人(92.7%)、休肝日の防災無線を聞いたことがある人は204人(87.2%)でした。9割の人が休肝日について知っていました。また、アルコールを飲む人は118人(50.4%)で、半分が飲酒者です。このなかで、休肝日がある(週5日以内の飲酒者)人は52人(44%)で、飲酒者の約半分でした。

飲酒者の中で、防災無線の放送が始まってからと始まる前とで飲み方に变化がある人は60人(50.8%)、日数が減った人は28人(46.7%)、1回に飲む量が減った人は33人(55.0%)でそれぞれ飲酒者の約半分の人でした。

無理なく多くの方々により健康習慣の和が広がっていけばいいと思います。

『まんが日本昔ばなし』のビデオが寄贈されました

この度、万江在住の内布力(ウチヌノツトム)氏から、『まんが日本昔ばなし』のビデオ(全10巻、20話収録)が山江村に寄贈されました。

「子どもが見ても、大人が見ても面白かな！」と笑顔で話す内布氏。

今後は村で管理し、村内保育所等への貸し出しを中心として多くの子どもたちに見てもらいたいと考えています。



平成17年分申告日程表

期日(曜日)	行政区	申告受付時間	申告会場
2/16(木)	1区	午前9時～午後4時	山江村役場大会議室
17(金)	2区	〃	〃
20(月)	3区	〃	〃
21(火)	4区	〃	〃
22(水)	5区	〃	〃
23(木)	6区	〃	〃
24(金)	7区	〃	〃
27(月)	8区	〃	〃
28(火)	9区	〃	〃
3/1(水)	10区	〃	〃
2(木)	11区	〃	〃
3(金)	12区	〃	〃
6(月)	有資格者	〃	〃
7(火)	16区	〃	大川内公民館
8(水)	15区	〃	屋形多目的集会施設
9(木)	14区	〃	自然休養村管理センター
10(金)	13区	〃	自然休養村管理センター
13(月)	申告事務整理		
14(火)	申告事務整理		
15(水)	申告事務整理		

はたちの献血キャンペーンにご協力を!

寒さや風邪等の影響により献血者が落ち込む冬は、輸血用血液の不足が発生しやすい季節です。熊本県では、1月～2月の2ヶ月間、成人式を迎える「はたち」の若者を中心に多くの県民の皆様へ献血の呼びかけを行っています。献血は生命を救うボランティアです。皆様のご協力をお願いします。

20代の若者の献血者数がここ数年で30%も落ちています。若い皆さんを始め、皆様のごチャレンジを待っています!!



ハービット先輩と一緒に熊本での献血を盛り上げるために、「たすけアイランド」からやって来た「けんけつちゃん」もキャンペーンを応援しています。

広がれ、献血の輪。



■入院時の様々な特例について

(限度額適用・標準負担額減額認定)

老人医療では、低所得者Ⅰ・Ⅱを対象とした入院時の医療費の限度額の減額、1日当たりの食事の減額の特例があります。

認定期間は、申請月の初日より翌年の7月末日までとなります。

◆限度額適用認定とは

入院時の一部負担金限度額はひと月1病院当たり40,200円となっています。(一定以上所得者を除く)ただし、次に該当する方については一部負担金限度額の特例があります。

低所得Ⅱ ひと月1病院当たり24,600円

低所得Ⅰ ひと月1病院当たり15,000円

◆標準負担額減額認定とは

入院中の食事についての標準負担額は、1日780円です。ただし、次に該当する人については標準負担額の特例があります。

低所得Ⅱ ◎ 90日目までの入院 1日650円 ◎ 91日目以降の入院 1日500円

低所得Ⅰ 1日300円

限度額適用・標準負担額減額認定の申請は、保健衛生課までお願いします。

※一定以上所得者

老人医療受給者で各種控除後の課税所得が基準額以上の方、及びその方と同一世帯の老人医療受給者。

※低所得Ⅱ

世帯主及び世帯全員が住民税非課税の方。

※低所得Ⅰ

世帯主及び世帯全員が住民税非課税であり、かつ、各種所得等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯に属する方。

平成18年度 保育所入所のご案内

平成18年度の保育所入所に

係る面接を実施いたしますので、入所希望の方は、必ず面接を受けられるようご案内申し上げます。

なお、既入所者及び新規の入所者、どちらも面接時に申込書を提出して下さい。

該当児童 村内に居住する小学校入学前の児童で保育の実施基準に該当する児童。

受付期間 平成18年1月4日(火)～1月20日(火)まで

受付場所 山江村役場住民福祉係

面接日程及び面接場所

【山田地区】
○日時 平成18年1月26日(木)
午前9時～正午まで

(1区～6区)
午後1時～午後5時まで
(7区～12区)

○場所

山江村農村環境改善センター

【万江地区】

○日時 平成18年1月27日(金)

午前9時～午前1時まで

(13区～16区)

○場所

自然休養村管理センター

入所定員

章鹿倉保育園 90名

山江保育園 60名

万江保育園(へき地保育所) 30名

入所対象者(実施基準)

保護者が次の各号のいずれかの状態であること

①昼間に居宅外で労働すること

②昼間に居宅外で該当児童と

離れて日常の家事以外の労働をすることを常態として

③妊娠中であるか又は出産後

④疾病にかかりもしくは負傷

⑤長期にわたり疾病の状態に

あり、又は精神若しくは身体に障害を有する同居親族

を常時介護していること。

⑥震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

⑦村長が認める前各号に類する常態にあること。

その他(添付書類)

①新規入所、及び継続入所のどちらも申込書を提出して下さい。

②家庭状況欄は、世帯員全員を記入して下さい。

③給与所得のある方は、源泉徴収票(17年分)の写し(コピー)を提出して下さい。(父親・母親分)

④平成18年1月1日以降に他

市町村から転入された方は、源泉徴収票(17年分)及び前年度分の課税証明書

を前市町村から交付を受け提出して下さい。

⑤確定申告をされた方は、確定申告の写し(税務署の受付印があるもの)を添付して下さい。

⑥事業所等に勤務していて給与所得でない場合は、就労

証明書を添付して下さい。

⑦母親等が家庭内で内職しているときは、内職証明書を添付して下さい。

⑧就労予定の方は、就労予定証明書を添付して下さい。

⑨自営業の方は、自営業証明書を添付して下さい。

⑩身体障害者、老人、病院等の介護のために申し込まれる方は、介護・看護証明書及び診断書を添付して下さい。

⑪産前後の方は、母子手帳の写し、又は医師の証明書等を添付して下さい。

⑫課税証明書料300円が必ずです。

⑬就労証明書、自営業証明書、申込書用紙等は役場にありますが。

⑭詳細については、山江村役

場住民福祉課福祉係にお問い合わせ下さい(☎23-3978)

※面接は必ず受けて下さい！

面接を受けなければ入所出来

ません

お問合わせ先



学童保育のご案内

学童保育とは、放課後や長期の休みに子どもさんをお預りするシステムです。

保護者の方々が就労等でお子さんと一緒に過ごすことのできない時間を、ほかの友達と一緒に楽しく、安全に過ごす事を目的としています。

4月より新1年生となる児童にとっても、宿題をする習慣をつけたり、他の学年の児童とふれ合うための絶好の場所となります。

場所 山江村学童保育所(章鹿倉保育園横)

開所時間

平日..学校終了後～18時迄
土曜及長期休み..8時～18時迄

対象児童 山江村在住の小学校1年生～3年生

保育料 月額6,000円(一律)

入所申込については随時受け付けておりますので、下記までお問い合わせください。

学童保育所

(☎22-7414)

山江村役場住民福祉課

(☎23-3978)



お知らせ

山江村がテレビで放映されます!!

平成18年1月4日(水) 午前10時45分から11時40分まで、RKK熊本放送において、山江村がテレビで放送されます。山江村の様々な話題が放送されますので是非ご覧下さい!!

詳しくは山江村役場

企画情報センター

☎0966-23-5234まで

平成18年成人式

日時 平成18年1月4日(水) 13時

場所 山江村歴史民俗資料館

今年約70名の方が対象となっております。

平成18年消防出初式

日時 平成18年1月6日(金)

午前9時

場所 万江小学校グラウンド

(放水競技は下ノ段橋で行います。)

第34回村内一周駅伝大会

日時 平成18年1月15日(日)

午前10時

場所 山田コース

(山江村役場スタート・ゴール)

境界には永久的境界標(杭)の設置を!

熊本県土地家屋調査士会では、「境界標設置キャンペーン」を展開中です。

近年、境界をめぐるトラブルが土地活用の障害となっているケースが多くなっています。

このキャンペーンの趣旨は、確定した境界に永続性のある境界標を埋設し、それを地積測量図上に表示することにより、境界紛争を未然に防止しようとするものです。

あなたの財産を守るために、隣接土地所有者立会の上、永続性のある境界標(コンクリート杭、金属標等)を設置しましょう。又、境界標は時々確認するなどして自分で管理するようにしましょう。

※毎月第一・第三土曜日午後一

時々四時まで「境界問題相談所」を開設していますのでご利用下さい。

お問い合わせ先

熊本県土地家屋調査士会

☎096-372-5031

弁護士による無料法律相談所開設について

熊本県弁護士会では、この度、日本弁護士連合会ひまわり基金人吉公設事務所開設を記念して無料法律相談を実施します。金銭貸借問題、離婚問題、相続問題などあらゆる法律相談に応じます。

なお、事件依頼については担当弁護士に相談下さい。

記

日時 平成18年1月18日(水)

時間 午後1時~4時まで

場所 れいめい館

相談を希望される場合は、あらかじめご予約下さい。

役場 住民福祉課 戸籍係

☎0966-23-3111

年末年始の交通事故防止運動

例年、全国的に年末年始に交通事故が多発する傾向にあります。

そこで広く県民の皆様に交通安全の遵守と交通マナーの実践を呼びかけることにより、交通安全思想の普及・徹底を図り、県民が自ら進んで交通安全に取り組み、交通事故防止の徹底を図る事を目的

として、左記のとおり実施します。皆様のご協力をよろしくお願います。

記

1 実施期間

12月21日(水)~1月3日(火)

(14日間)

2 統一スローガン

「高齢者 あなたのマナーで防ごう事故」

3 主旨

熊本県交通安全推進連盟

4 運動の重点目標

① 高齢者の交通事故防止
② 飲酒運転等悪質・危険な運転行為の追放

③ ライトの早めの点灯と反射材の活用

交通安全

交通事故無料相談

専門の相談員が親身になってご相談に応じます。電話での相談もお受けします。



日時 月曜日~金曜日

(祝祭日を除く)

時間 午前9時~正午

午後1時~5時

弁護士相談日 毎月第2・4水曜日
 の午後1時～4時
 (予約制・相談無料・要面談)
 場所 熊本県自動車保険協会熊本
 自動車保険請求相談センター
 ☎096-324-8740

年金受給者に対する確定申告書作成説明会のご案内

年金には、厚生年金、国民年金、共済年金、企業年金などの公的年金や生命保険契約等に基づく年金があります。

公的年金等については、支払を受ける際に、所得税が源泉徴収されますが、その税額は、「公的年金等の受給者の扶養親族申告書」の提出の有無や扶養親族の状況によって異なります。

生命保険契約等に基づく年金についても一定額以上の支払いを受ける際に、所得税が源泉徴収されます。

いずれの年金も通常、受給者が雑所得として確定申告を行い、年税額を清算する必要があります。

そこで、確定申告書作成説明会を左記の日程で開催します。

記

1 開催日時及び場所

- 平成18年1月30日(月)
湯前町農村環境改善センター
- 平成18年1月31日(火)
多良木町多目的研修センター
研修室2階

- 平成18年2月1日(水)
あさぎり町ポッポ館
- 平成18年2月2日(木)
錦町役場3階会議室
- 平成18年2月3日(金)
人吉カルチャーパレス
第2会議室
- 平成18年2月7日(火)
人吉カルチャーパレス
第2会議室
- 平成18年2月8日(水)
人吉カルチャーパレス
第2会議室

2 開催時間

午前の部 午前9時30分から
 午後の部 午後1時30分から
 いずれの会場も同じ時間帯で開催します。

3 ご持参いただきたい書類等

- (1) 送付された申告書(送付がない場合は会場にて交付します。)
- (2) 筆記具(ボールペン)・計算用具
- (3) 平成17年分公的年金等の源泉徴収票
- (4) 国民年金・健康保険料(税)・生命保険料・損害保険料等の支払証明書等
- (5) 申告される方の金融機関名・支店名・口座番号の分かるもの
- (6) 当日申告書を提出される方は印章をお持ちください。

4 その他

説明会は、ご自身の都合に合わせて各説明会場においていただいております。

お分りにくい点は、人吉税務署個人課税第1部門にお尋ねください。

☎0966-23-2313

○給与所得者の確定申告

給与所得者の所得税は、毎月の給料や賞与から源泉徴収され、その年の最後の給料や賞与の支払時に行われる「年末調整」によって精算されますから、大部分の給与所得者の方は、改めて確定申告をする必要はありません。

しかし、①給与の収入が二十万円を超える方、②給与所得や退職所得以外の各種所得の金額(例えば、生命保険契約等に基づく一時金を受け取られた場合や不動産の貸付けによる収入がある場合など)の合計が二十万円を超える方、③二か所以上から給与を受けている方などは、確定申告をしなければならぬこととなります。

このほかに、①風水害などの災害に遭われた方、②多額の医療費を支払われた方、③マイホームを新築(購入)・増改築し、年末において金融機関等からの借入残高のある方などは、確定申告をする必要があり、源泉徴収されている所得税が還付されることがあります。

なお、確定申告書の用紙は、一

月中旬以降、最寄の税務署及び市町村役場の窓口にて備え付けていますし、国税庁ホームページから必要な書類を出力することもできます。

また、確定申告書の作成に当たっては、所得税の確定申告の手引きをご覧いただくとともに、国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーをご利用いただくと便利です。

申告書作成に当たってお分かりにならないことがありましたら、最寄の税務署や税務相談室にお気軽にお尋ねください。

人吉税務署

☎0966-23-2311

税務相談室八代分室

☎0966-22-3736



○消費税納税資金の備蓄を!

納税は社会の基本的なルールです。

特に、消費税及び地方消費税は、消費者からの「預かり金的な性格」を有する税金ですから、期限内に確実に納付してください。

納税資金の準備に当たっては、毎日又は毎月の売上げの中から、消費税及び地方消費税に相当する

おらの動き

平成17年12月10日現在
(平成17年12月10日までの受付分)

あかちゃんごたんじょう () は誕生日

迫田明寿香 (教文・友香)	合戦ノ峰	(10/8)
川辺 楓華 (吉告・和美)	柳野団地	(10/12)
高橋 伶央 (忍・睦美)	蓑原	(10/23)
一二三 紋華 (信幸・真由美)	屋形	(11/4)
横山 華音 (誠二・美紀)	手石方	(11/12)
勝山ももか (祐嗣・友美)	合戦ノ峰	(11/13)
羽月 力哉 (忠寛・美奈子)	蓑原団地	(11/22)
宮田 杏莉 (文秋・佳子)	堂園団地	(11/25)

ご結婚おめでと

福田 芳博 (人吉市)	♡	村田久美子 (東浦)
西村幸七郎 (西川内)	♡	尾方 智美 (西川内)

おくやみ申し上げます () は死亡日

城子 洋子 (義治)	下城子	(10/23)
半田 保 (サカ子)	西川内	(10/24)
平山ハナエ (篤雄)	長ヶ峰	(11/2)
神田 秋生 (美津子)	味園	(11/11)
宮原 正義 (忠孝)	尾崎	(11/19)
東 締 (キサ子)	東浦	(11/23)
柳瀬ハマ子 (利治)	手石方	(11/27)
本田ハル工 (スエ子)	別府	(11/30)
恒松子工子 (照)	下払	(12/7)

(敬称略)

分を積み立てるなど、日ごろから納税資金の備蓄に努めましょう。

なお、期限内に納付がない場合には、本税のほか、完納の日までの延滞税も併せて納付しなければなりませんのでご注意ください。納税についてお分かりにならないことがありましたら、最寄の税務署や税務相談室にお気軽にお尋ねください。

人吉税務署

☎0966-23-2311

税務相談室八代分室

☎0966-22-3736

〇い存じひはe-Tax

「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」を利用することにより、国税に関する各種手続(①所得税、

法人税、消費税、酒税及び印紙税の申告、②全税目の納税、③申請・届出等)が自宅や事務所に行うことができる。インターネット等で行うことができます。

e-Taxに関する詳細については、ホームページをご覧ください。

またe-Taxに関するご質問については、全国どこからでも市内通話料金で利用できるヘルプデスクをご利用ください。

〇詳細はe-Taxホームページで

<http://www.e-tax.naga.go.jp>

〇ご質問はヘルプデスクへ

☎0570-0115901

【月曜日～金曜日(祝日等を除きます)の午前九時から午後五時(休)】

【全国一律市内通話料金】

人吉税務署

☎0966-23-2311

税務相談室八代分室

☎0966-22-3736

新成人の皆さん、国民年金の加入手続きをしましょう

国民年金は、国が責任をもって運営する公的年金制度です。

日本国内に住所を有する二十歳から六十歳までの人が加入することになります。

自営業者、学生などは「第一号被保険者」に、サラリーマン、公務員は厚生年金や共済組合に加入すると同時に「第二号被保険者」に、第二号被保険者に扶養されている配偶者は「第三号被保険者」になります。

国民年金などの公的年金は、やがて必ず訪れる長い老後の収入を国が約束してくれる年金制度です。また、国民年金は、老後の所得保障だけではなく、病気やけがで障害が残ったときや、十八歳未満の子どもを残して父親が亡くなったときなどにも年金を支給して、思いがけない人生の「万一」もサポートします。

加入手続きは、第一号被保険者は市区町村役場で、第三号被保険者は配偶者の勤務先などを經由して行います。第二号被保険者は厚生年金保険などの加入手続きに合わせて行うので、個別の手続きは必要ありません。

第一号被保険者となる方は、20歳になったら忘れずに加入手続きをしてください。

なお、学生である場合など、収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる制度があります(「学生納付特例制度」「若年者納付猶予制度」「保険料免除8半額・全額制度」)。この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納となっていると、万一のときに障害年金が受け取れないなど思わぬ事態を招きますのでご注意ください。

手続きのお問い合わせは、お住まいの市区町村役場、最寄の社会保険事務所へ。



山江村 『本城の森』
マイナスイオンいっぱい
の森に暮らす

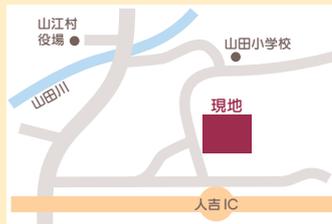
残り14区画好評分譲中！
高速道路にわずか5分。
利便性に富んだ『本城の森』
新しい暮らしが始まります。



■坪単価
約2.96万円

山江村「本城の森」
宅地分譲地

お問い合わせ先
山江村役場企画調整課
☎0966-23-3112



立地・所要時間

- 人吉市中心街及び、JR人吉駅から車で約10分。
- 最寄りの長ヶ峰バス停まで徒歩で約5分。

分譲地の概要

- 1区画 70坪～140坪。

分譲地設備

- 上・下水道完備。



くりの里やまえ



食べて元気になる!



謹賀新年～

お正月といえばおもち。おもちは、お雑煮にいれたり、焼いてしょうゆや黄粉でたべたり！または揚げて塩をふったり、黄粉をまぶしたりと食べ方もいろいろです。

揚げたおもちには、消化をたすけてくれるおろし大根を加えて、鍋や汁物で食べるのも美味しくいただけます。今年も毎日が美味しく楽しくいただけますように・・・



揚げもちのおすまし

(1人分)
エネルギー：135kcal
塩分：1.4g

★材料 (4人分)

・もち	35g × 4ヶ
・揚げ油	適宜
・大根	200g
・かまぼこ	1/4本
・生しいたけ	小4ヶ
・出し汁	3カップ
・薄口醤油	小さじ4
・塩	0.8g
・ゆずの皮	少々

作り方

1. もちは素揚げにする。
2. 大根はおろして水気を軽くきり、かまぼこは日の出に飾りきり。椎茸は飾り包丁を入れる。
3. 出し汁を調味して煮立て、しいたけを煮る。
4. 湯でもちをさっと洗い、余分な油をおとしてお椀に盛り、かまぼこと椎茸を盛り付け、大根おろしをのせて、熱湯のおつゆを注ぎ、ゆずの皮を刻んで散らす。

人口と世帯

平成17年11月30日現在

()前々月との比

人口	4,058人(-15)
男	1,915人(-12)
女	2,143人(-3)
世帯数	1,234戸(-5)

山江村役場各課直通電話番号表

各課への直通電話がごさいます。

総務課	23-3111
企画調整課	23-3112
経済課・農業委員会	23-3113
税務課	23-5692
住民福祉課	23-3978
保健衛生課	24-1700
会計室	23-3293
建設課	23-6449
議会事務局	23-3401
教育委員会	23-3604
歴史資料館	23-3665
FAX(0966)-24-5669	[総務課]

編集後記

元気がある山江に!

新年明けましておめでとごさいます。昨年中は、広報やまえをご愛読いただきましてありがとうございました。どうか今年もよろしくお願ひします。さて、昨年を振り返りますと、私たちの身近な出来事として、郵政民営化を問う選挙といつても過言ではない、衆議院議員選挙が実施され、国民の審判が下されました。

また、全国で小学校児童を狙った殺人事件多発し、幼い命が奪われるという悲しい出来事など、記憶に新しい事だと思ひます。山江村においても、例外ではなく、村内の小学校児童が不審者に遭遇する事件が発生し、役場、学校、警察、地域住民が一体となって防犯パトロール等を実施しているところです。

山江村の出来事として、9月に第3回市民メディア全国交流会、県民体育祭(ハンドボール競技)が盛大に開催され、全国から多くの方々がお来村し、山江の自然や人の温もりを満喫され帰って行かれました。受入準備から開催当日まで村民の方々には何かとご協力いただき大変有難うございました。山江ファンが全国にいつぱい増えました。

また、新築工事中でありました待望の山江中学校舎が11月末に完成し、3学期からは新校舎での授業が始まります。2月末には、体育館が完成し、総合落成式が開催される予定です。どうぞ、一度、中学校へ足をお運び下さい。

環境を考えたいすばらしい校舎が完成しました。今年一年、皆さんにとって、山江村にとって、いい年で、安心して暮らせる、元気がある山江村になるよう皆さんと共に頑張っていきたいと思つています。(S・T)